

## ＜初級インプット前の「基礎のキソ講座」＞

### 1. 試験の概要

#### (1) 試験の形式

① 択一式	5 肢択一問題：10 問×7 カテゴリー（210 分）
② 選択式	穴埋め問題（選択肢群から解答用語を選択）：5 ブランク×8 科目（80 分）

#### (2) 法令科目の概要

	科目名	概 要
労働 保 険 科 目	労働基準法	使用者と労働者の間で約束される賃金や労働時間などの労働条件について、その最低基準を規定する法律
	労働安全衛生法	職場における安全と健康を確保するための最低基準を設け、また、快適な職場環境の形成を促進するための法律
	労働者災害補償 保険法	労働基準法に定められた使用者の（無過失の）災害補償責任を前提に、業務上災害や通勤災害に関する保険給付について規定した法律
	雇用保険法	失業した場合や雇用の継続が困難な状況となった場合の生活保障としての給付について規定した法律
	労働保険徴収法	労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の保険関係の成立及び消滅、保険料の計算方法と納付の手続などを定めた法律
	労務管理その他の労働 に関する一般常識	個別の法律科目となっていない労働関係法令（労働者派遣法、男女雇用機会均等法、労働組合法など）、労働経済の動向、労務管理などの総称
社会 保 険 科 目	国民年金法	全ての国民を対象として、高齢期や障害状態となったときの所得保障、死亡に係る遺族の生活保障について、終身年金として支給することを定めた法律
	厚生年金保険法	民間企業の労働者を対象として、高齢期や障害状態となったときの所得保障、死亡に係る遺族の生活保障について、国民年金に上乘せする「2 階部分の年金」の位置付けとして定めた法律
	健康保険法	業務外の病気・けが・死亡・出産に関して、労働者とその扶養家族のために設けられた医療保険制度を定めた法律
	社会保険に関する 一般常識	個別の法律科目となっていない社会保険関係法令（国民健康保険法、介護保険法、確定拠出年金法など）、社会保障制度の知識全般の総称

## 2. 法令用語の解説

### (1) まぎらわしい法律用語

#### ① 「及び」と「並びに」

【併記された複数の事項の「全部」という意味】
(例1) 「A及びB」: <u>AとBの両方</u> 、「A、B及びC」: <u>A、B、Cの全部</u> *それぞれの事項が関連してひとまとまりの項目となるようなときに用いる。
(例2) 「A及びB並びにC」: <u>AとB、さらにC</u> *AとBの事項は関連したひとまとまりで、さらに別のCを加えて「それらすべて」となるようなとき。例えば、「赤いA及びB並びにC」という場合、赤いAと赤いBと色を問わずCのすべてが対象になる。

#### ② 「又は」と「若しくは」

【併記された複数の事項の「いずれか」という意味】
(例1) 「A又はB」: <u>AかBのどちらか</u> 、「A、B又はC」: <u>A、B、Cのいずれか</u> *関連した項目の中のいずれかを選択するようなときに用いる。
(例2) 「A若しくはB又はC」: <u>AかB、あるいはC</u> *関連したひとまとまりの項目AとB、さらに別のCを含めた中から選択するようなとき。例えば「赤いA若しくはB又はC」という場合、赤いAと赤いBと色を問わずCの中から、いずれかが対象になる。

#### ③ 「以後」と「後」、「以前」と「前」

【「以～」は、その数値を「含む」という意味】
(例) 出産の日以前 42 日から出産の日後 56 日までの間 *出産の日を基準として、以前 42 日を計算するときは <u>その日を算入</u> し、56 日を計算するときは <u>その日は算入しない</u> (翌日から計算する)。

#### ④ 「2分の1以上」と「過半数」

2分の1以上	「半数以上」のこと：例えば、10人のうちの5人以上
過半数	「半数を超える」こと：例えば、10人のうちの6人以上

#### ⑤ 「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」

	時間的即時性	許容範囲
直ちに	非常に強い	一切の遅れは許されない(違法性が問われる場合も多い)
速やかに	急迫性は弱くなる	遅れてもすぐに違法性が問われることは少ない
遅滞なく	最も弱い	正当又は合理的な理由があれば遅れることも許される(そうした理由がなければ違法性が問われる場合もある)